

昭和五十五年総理府令第三十号

京都事務所の所掌事務を定める内閣府令
宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第九條
第二項の規定に基づき、京都事務所の所掌事務を
定める総理府令を次のように定める。

（所掌事務）

第一条 京都事務所は、京都御所、京都大宮御
所、京都仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他
の京都市に所在する宮内庁所管の施設、正倉院
及び陵墓（山形県、栃木県、東京都、神奈川
県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。
第二号において同じ。）に関する長官官房及び
管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつ
かさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関す
ること。
- 二 物品（正倉院及び陵墓の物品を除く。）の
管理に関すること。
- 三 皇室用財産その他の行政財産を管理するこ
と。
- 四 工事の監査に関すること。
- 五 建築、土木その他の工事に關すること。
- 六 水道、電気、ガスその他の設備に関するこ
と。
- 七 庭園及び樹林に関すること。

2 宮内庁長官は、特に必要があると認めるとき
は、臨時に、前項第三号から第七号までに掲げ
る事務の一部を管理部に行わせることができ
る。

（特命事務）

第二条 京都事務所は、前条に定める事務のほ
か、宮内庁長官が特に命ずる事務をつかさど
る。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年八月一四日 平成一
三年内閣府令第六号）

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項におい
て「本部令」という。）は、内閣法の一部を改
正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施
行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等
改革のための内閣府組織関係命令の整備に関す
る命令（平成十三年内閣府令第六号）となるも
のとする。

附 則 （平成三十一年四月二六日内閣府令
第二五号）

この府令は、平成三十一年五月一日から施行
する。